

福山市教育委員会会議（第2回）議事日程

2022年（令和4年）5月25日
午後2時00分 於：教育委員室

日程第1		教育委員会会議録の承認について	
日程第2		教育長の報告について 教育長報告	1
		事務局報告	
		1 学校整備について	2
		2 福山市立学校児童数及び生徒数について	6
		3 福山100NEN教育 7th year について	10
		4 通学路の安全対策について	12
		5 福山中・高等学校 教育方針について	15
日程第3	議第7号	2023年度（令和5年度）に使用する福山市立小学校、中学校及び義務教育学校用教科用図書の採択方針について	18
日程第4	議第8号	2023年度（令和5年度）に使用する福山市立福山中学校及び福山市立福山高等学校用教科用図書の採択方針について	23
日程第5	議第9号	2023年度（令和5年度）福山市立福山中学校及び福山市立福山高等学校入学者選抜の基本方針及び入学者選抜日程について	29
* 日程第6	議第10号	教育機関の設置及び廃止について	
* 日程第7	議第11号	議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について	
* 日程第8	議第12号	福山市奨学金審議会委員の任命について	
* 日程第9	議第13号	福山市青少年修学応援奨学金審議会委員の委嘱について	
* 日程第10	協議事項	再編後の学校に係るアンケート調査結果について	
* 日程第11	議第14号	臨時代理の承認を求めることについて（教職員の人事）	
* 日程第12	議第15号	臨時代理の承認を求めることについて（教職員の人事）	

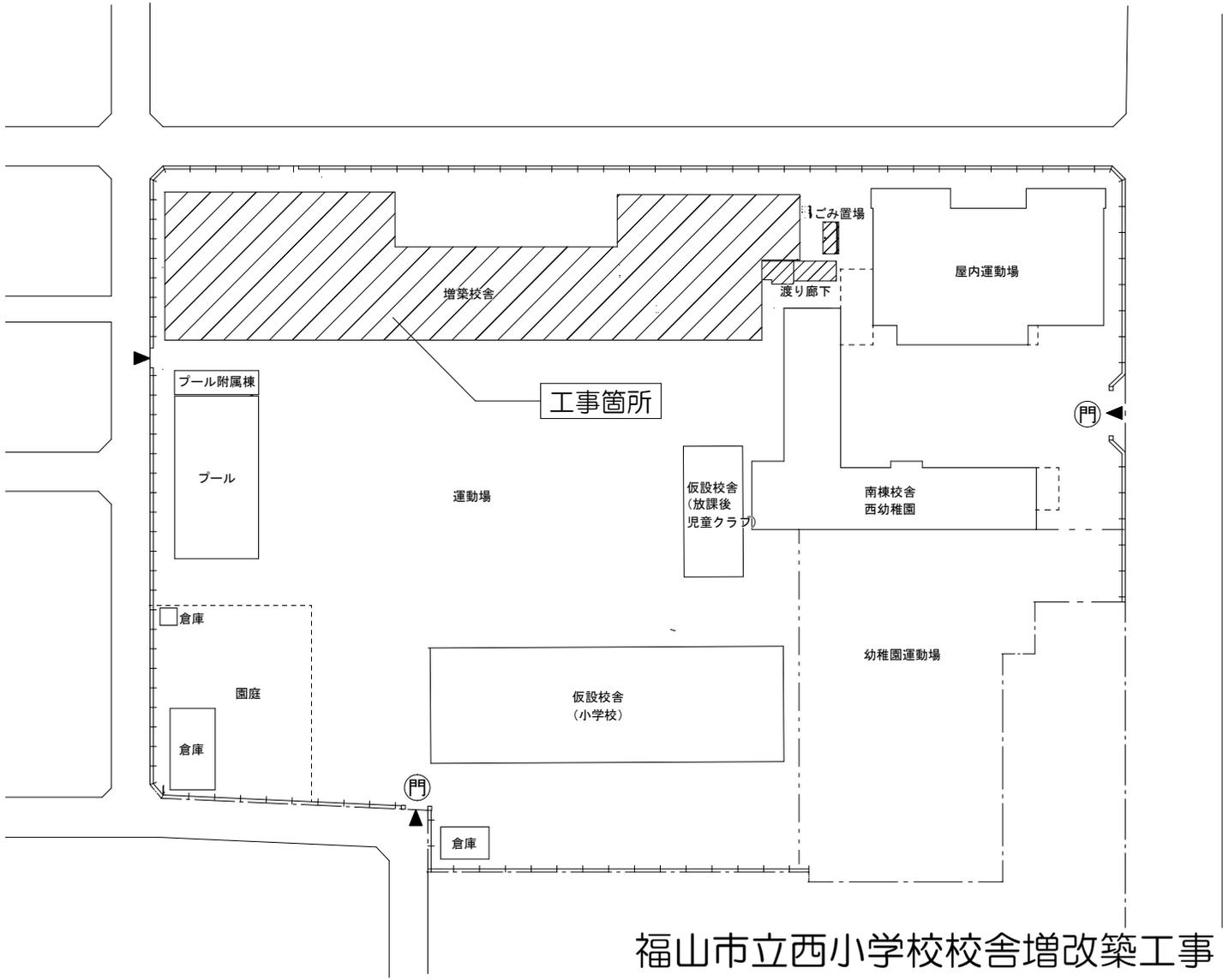
* は非公開予定

教育長報告

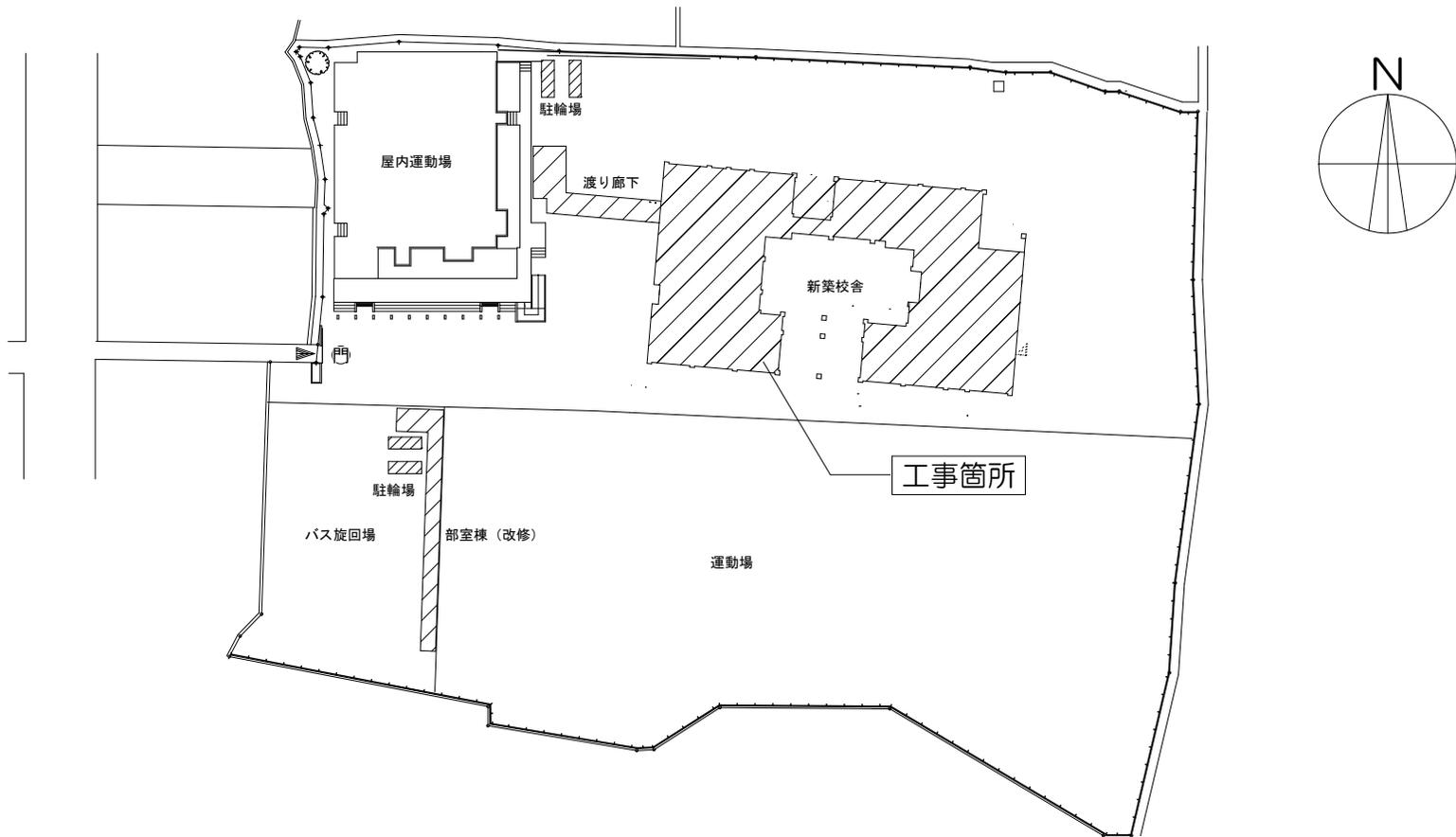
4月	23日	土	
	24日	日	
	25日	月	
	26日	火	学校訪問（駅家西小） 初任者研修（三吉コミュニティセンター） 広島県都市教育長会春の総会〔リモート〕
	27日	水	初任者研修（三吉コミュニティセンター）
	28日	木	
	29日	金	
	30日	土	
5月	1日	日	
	2日	月	中学校長研修（人権交流センター）
	3日	火	
	4日	水	成人式（エフピコアリーナ）
	5日	木	
	6日	金	小学校長研修（人権交流センター）
	7日	土	
	8日	日	
	9日	月	本会議
	10日	火	本会議
	11日	水	全国都市教育長協議会常任理事会・理事会合同会（山口市）
	12日	木	全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会山口大会（山口市）
	13日	金	城北中学校落成記念式典（城北中） 第2回中央教育審議会教育振興基本計画部会（リモート） 学校訪問（城南中，誠之中）
	14日	土	
	15日	日	
	16日	月	学校視察（東京都杉並区立桃井第四小学校）
	17日	火	
	18日	水	
	19日	木	
	20日	金	学校訪問（駅家西小，道上小，御野小，幕山小）
	21日	土	
	22日	日	
	23日	月	
	24日	火	学校訪問（常石ともに学園，想青学園，至誠中，熊野小）
	25日	水	第2回教育委員会会議

1 学校整備について

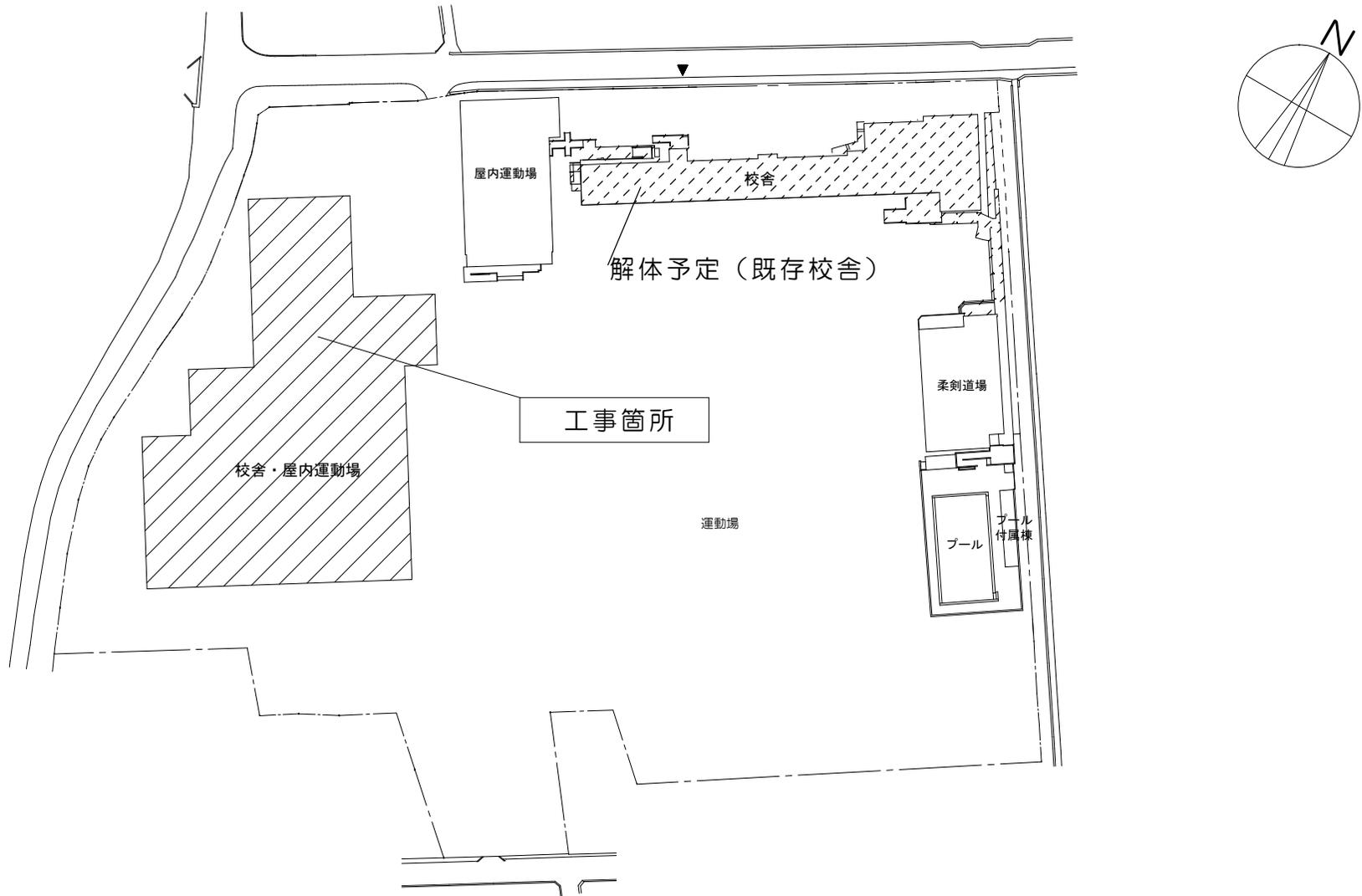
番号	工事名称	工事場所	完成予定日	構造・規模等	実施内容	図面 ページ
1	福山市立西小学校 校舎増改築工事	福山市西町一丁目 14番17号	2024年 (令和6年) 1月31日	校舎増改築 鉄筋コンクリート造4階建 床面積 4,991.91㎡ 附属建物 一式	校舎増改築	3ページ
2	福山市立常金丸小学校 校舎改築工事	福山市新市町 大字金丸414番地	2024年 (令和6年) 1月31日	校舎改築 鉄筋コンクリート造2階建 床面積 3,015.33㎡ 附属建物 一式	校舎改築	4ページ
3	(仮称) 福山市立千年小中一貫教育校 校舎新築工事	福山市沼隈町 大字草深2058番地2	2023年 (令和5年) 3月31日	校舎新築 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建 床面積 11,435.18㎡ 附属建物 一式	校舎新築	5ページ



福山市立西小学校校舎増改築工事



福山市立常金丸小学校校舎改築工事



(仮称) 福山市立千年小中一貫教育校校舎新築工事

2 福山市立学校児童数及び生徒数について

(1) 小学校(70校)

2022年(令和4年)5月1日現在

校番	校名	児童数(人)														学級数									
		通常学級							特別支援学級							合計	通常学級							特別支援学級	合計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計		
1	東	46	56	42	55	56	45	300	1	1	3	1	5	2	13	313	2	2	2	2	2	2	12	3	15
2	西	57	61	64	65	53	78	378	5	5	7	5	1	4	27	405	2	2	2	2	2	2	12	6	18
3	南	36	48	52	52	43	45	276	4	2	5	5	3	1	20	296	2	2	2	2	2	2	12	3	15
4	霞	39	41	31	44	42	46	243	2	6	3	6	2	1	20	263	2	2	1	2	2	2	11	3	14
5	川口	82	88	93	79	84	111	537	2	4	3	0	3	4	16	553	3	3	3	3	3	3	18	3	21
6	手城	77	72	85	87	91	92	504	7	6	8	8	7	4	40	544	3	3	3	3	3	3	18	6	24
7	深津	70	83	73	67	73	85	451	3	3	4	3	4	3	20	471	2	3	3	2	2	3	15	3	18
8	樹徳	81	74	73	77	75	85	465	6	5	2	3	3	4	23	488	3	3	3	2	2	3	16	3	19
9	泉	38	37	44	51	46	39	255	3	7	5	2	2	3	22	277	2	2	2	2	2	1	11	4	15
10	旭	22	47	47	28	42	31	217	5	3	5	3	3	2	21	238	1	2	2	1	2	1	9	3	12
11	光	58	61	58	66	52	62	357	3	8	4	13	1	3	32	389	2	2	2	2	2	2	12	6	18
12	引野	36	36	40	45	48	32	237	7	3	6	5	5	3	29	266	2	2	2	2	2	1	11	5	16
13	蔵王	16	28	24	27	32	36	163	0	3	4	3	3	1	14	177	1	1	1	1	1	1	6	3	9
14	千田	96	84	91	82	99	99	551	4	12	13	12	7	6	54	605	3	3	3	3	3	3	18	10	28
15	御幸	146	129	123	138	155	176	867	10	13	14	15	10	3	65	932	5	4	4	4	4	5	26	11	37
16	津之郷	46	40	46	35	40	32	239	2	3	3	2	6	2	18	257	2	2	2	1	1	1	9	3	12
17	赤坂	34	44	40	32	40	37	227	5	4	7	2	2	3	23	250	1	2	2	1	1	1	8	4	12
18	瀬戸	76	66	78	71	79	64	434	6	10	9	3	8	5	41	475	3	2	3	2	2	2	14	6	20
19	熊野	16	9	12	16	14	17	84	0	0	2	0	2	0	4	88	1	1	1	1	1	1	6	2	8
20	水呑	123	128	106	119	133	124	733	7	8	5	7	4	4	35	768	4	4	4	3	4	4	23	5	28
21	箕島	18	18	22	24	16	19	117	3	3	3	1	1	1	12	129	1	1	1	1	1	1	6	3	9
22	高島	20	21	19	19	22	18	119	1	2	1	5	0	0	9	128	1	1	1	1	1	1	6	2	8
25	大津野	52	57	54	50	56	48	317	7	8	6	8	3	4	36	353	2	2	2	2	2	2	12	5	17
26	坪生	74	101	88	86	108	104	561	7	6	6	3	9	8	39	600	3	3	3	3	3	3	18	6	24
27	春日	55	43	55	76	79	75	383	5	2	5	1	2	0	15	398	2	2	2	2	2	2	12	3	15
28	神村	58	45	37	40	54	58	292	7	6	5	9	4	4	35	327	2	2	2	2	2	2	12	6	18
29	本郷	17	31	28	16	31	23	146	2	0	0	4	1	4	11	157	1	1	1	1	1	1	6	2	8
32	松永	108	95	98	96	111	110	618	11	6	11	3	10	11	52	670	4	3	3	3	3	3	19	7	26
33	柳津	16	23	12	24	18	17	110	4	3	2	4	2	3	18	128	1	1	1	1	1	1	6	3	9
34	金江	24	16	19	13	12	24	108	1	2	1	0	0	0	4	112	1	1	1	1	1	1	6	2	8
35	藤江	14	9	16	10	21	19	89	1	1	2	1	3	2	10	99	1	1	1	1	1	1	6	2	8
36	伊勢丘	58	55	63	73	76	103	428	6	6	11	9	10	5	47	475	2	2	2	2	2	3	13	7	20
37	曙	58	58	57	78	66	69	386	6	6	6	8	7	6	39	425	2	2	2	2	2	2	12	6	18
38	多治米	81	82	78	57	77	66	441	10	8	10	14	7	6	55	496	3	3	3	2	2	2	15	8	23
39	旭丘	37	43	29	41	49	41	240	4	4	4	4	4	3	23	263	2	2	1	2	2	2	11	3	14
40	有磨	15	14	12	14	14	19	88	1	0	1	1	2	1	6	94	1	1	1	1	1	1	6	2	8
41	福相	22	20	24	28	23	24	141	5	5	5	2	5	4	26	167	1	1	1	1	1	1	6	5	11
42	山野	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	2	0	2
45	加茂	103	81	102	95	99	95	575	14	10	9	10	9	7	59	634	3	3	3	3	3	3	18	8	26
46	宜山	39	40	56	52	50	58	295	2	4	2	2	1	1	12	307	2	2	2	2	2	2	12	3	15

校番	校名	児童数(人)														学級数									
		通常学級							特別支援学級							合計	通常学級							特別支援学級	合計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計		
47	駅家	136	117	124	121	127	119	744	16	7	11	6	3	5	48	792	4	4	4	4	4	3	23	7	30
49	桜丘	25	23	30	28	27	30	163	0	1	3	1	0	2	7	170	1	1	1	1	1	1	6	2	8
50	緑丘	104	99	100	104	107	121	635	13	7	4	4	9	7	44	679	3	3	3	3	3	4	19	7	26
51	長浜	29	25	20	22	30	21	147	0	2	2	1	2	2	9	156	1	1	1	1	1	1	6	2	8
53	西深津	45	48	44	58	46	47	288	1	4	5	4	4	1	19	307	2	2	2	2	2	2	12	3	15
54	野々浜	28	27	26	26	21	19	147	0	2	1	2	0	5	10	157	1	1	1	1	1	1	6	2	8
55	幕山	32	38	45	29	50	44	238	5	8	2	6	6	2	29	267	1	2	2	1	2	2	10	4	14
56	久松台	36	47	47	51	61	56	298	4	2	3	2	3	2	16	314	2	2	2	2	2	2	12	3	15
57	新涯	128	124	124	142	128	140	786	11	11	12	11	8	9	62	848	4	4	4	4	4	4	24	10	34
58	山手	48	47	39	45	51	60	290	2	12	8	1	8	4	35	325	2	2	2	2	2	2	12	5	17
59	日吉台	51	36	55	34	47	41	264	5	7	8	4	3	5	32	296	2	2	2	1	2	2	11	5	16
60	川口東	38	47	48	49	41	66	289	3	4	2	4	5	7	25	314	2	2	2	2	2	2	12	4	16
61	駅家西	54	55	59	54	48	42	312	4	7	6	5	6	4	32	344	2	2	2	2	2	2	12	6	18
62	大谷台	22	12	23	17	22	21	117	3	0	3	0	1	2	9	126	1	1	1	1	1	1	6	2	8
63	明王台	21	23	23	27	24	32	150	4	4	3	1	1	2	15	165	1	1	1	1	1	1	6	3	9
66	常金丸	15	21	15	15	16	20	102	0	0	4	3	3	3	13	115	1	1	1	1	1	1	6	3	9
67	網引	30	33	30	36	38	41	208	3	3	3	2	1	1	13	221	1	1	1	1	1	2	7	3	10
68	新市	19	26	39	28	30	35	177	6	6	4	2	3	1	22	199	1	1	2	1	1	1	7	4	11
69	戸手	41	44	68	59	62	58	332	10	9	4	10	4	7	44	376	2	2	2	2	2	2	12	6	18
73	山南	15	16	14	16	24	15	100	1	0	3	0	0	0	4	104	1	1	1	1	1	1	6	2	8
74	神辺	103	80	91	64	105	92	535	16	8	14	13	7	7	65	600	3	3	3	2	3	3	17	9	26
75	竹尋	11	16	18	18	27	18	108	1	4	1	0	3	2	11	119	1	1	1	1	1	1	6	2	8
76	御野	68	55	54	59	62	62	360	4	6	9	6	0	3	28	388	2	2	2	2	2	2	12	4	16
77	湯田	124	151	142	127	132	141	817	13	12	11	6	12	7	61	878	4	5	5	4	4	4	26	9	35
78	中条	13	14	17	12	20	24	100	1	1	2	1	3	3	11	111	1	1	1	1	1	1	6	2	8
80	道上	98	97	105	88	108	103	599	7	5	8	5	9	3	37	636	3	3	3	3	3	3	18	5	23
81	遺芳丘	44	59	59	51	59	63	335	16	7	13	13	13	9	71	406	2	2	2	2	2	2	12	9	21
82	駅家北	51	53	55	66	62	61	348	9	10	10	12	9	1	51	399	2	2	2	2	2	2	12	8	20
83	常石ともし 学園 (イェーナプラン 教育校)	24	23	20	15	13	15	110	3	2	4	5	1	1	16	126	1	1	1	1	1	1	6	3	9
84	広瀬学園 (特認校)	1	4	4	4	9	6	28	2	0	3	3	0	3	11	39	1	1	1	1	1	1	6	3	9
総計		3,519	3,544	3,629	3,593	3,876	3,940	22,101	342	339	368	320	288	238	1,895	23,996	137	138	138	127	132	135	807	312	1,119

(2) 中学校 (31校)

2022年(令和4年)5月1日現在

校番	校名	生徒数(人)									学級数					
		通常学級				特別支援学級				合計	通常学級				特別支援学級	合計
		1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計		1年	2年	3年	計		
1	東	125	150	151	426	8	4	13	25	451	4	4	4	12	4	16
2	城北	218	215	214	647	8	7	11	26	673	6	6	6	18	7	25
3	城南	246	248	209	703	16	16	11	43	746	7	7	6	20	6	26
4	鷹取	76	98	68	242	2	8	2	12	254	2	3	2	7	3	10
5	城東	144	129	111	384	6	10	7	23	407	4	4	3	11	4	15
6	幸千	196	210	185	591	16	6	8	30	621	5	6	5	16	5	21
7	済美	106	129	124	359	10	4	9	23	382	3	4	4	11	4	15
8	向丘	119	122	137	378	2	1	4	7	385	3	4	4	11	2	13
11	鳳	106	97	110	313	6	2	1	9	322	3	3	3	9	2	11
12	培遠	81	125	145	351	7	7	7	21	372	3	4	4	11	4	15
13	大成館	122	108	143	373	9	5	5	19	392	4	3	4	11	4	15
14	松永	112	105	120	337	4	10	3	17	354	3	3	3	9	3	12
15	精華	21	37	24	82	1	3	2	6	88	1	1	1	3	2	5
16	中央	103	99	102	304	9	8	6	23	327	3	3	3	9	4	13
17	芦田	38	48	32	118	3	1	1	5	123	1	2	1	4	2	6
18	山野	0	1	6	7	0	0	0	0	7	0	1	1	2	0	2
20	加茂	91	98	75	264	10	7	5	22	286	3	3	2	8	3	11
21	駅家	123	113	109	345	4	6	5	15	360	4	3	3	10	2	12
22	誠之	182	195	209	586	12	6	12	30	616	5	5	6	16	4	20
23	城西	74	78	68	220	2	11	2	15	235	2	2	2	6	3	9
24	大門	102	107	123	332	8	6	3	17	349	3	3	4	10	4	14
25	一ツ橋	88	80	87	255	3	6	3	12	267	3	2	3	8	3	11
26	東朋	147	121	123	391	6	3	5	14	405	4	4	4	12	3	15
27	駅家南	138	159	144	441	5	11	6	22	463	4	4	4	12	3	15
31	福山	120	120	119	359	0	0	0	0	359	3	3	3	9	0	9
33	至誠	27	24	32	83	3	0	2	5	88	1	1	1	3	2	5
34	神辺	202	171	176	549	9	2	5	16	565	6	5	5	16	3	19
35	神辺東	78	65	68	211	1	4	4	9	220	2	2	2	6	2	8
36	神辺西	91	130	140	361	7	2	5	14	375	3	4	4	11	2	13
37	新市中央	158	125	141	424	8	7	2	17	441	4	4	4	12	3	15
38	広瀬学園 (特認校)	7	9	9	25	3	5	0	8	33	1	1	1	3	2	5
	総計	3,441	3,516	3,504	10,461	188	168	149	505	10,966	100	104	102	306	95	401

(3) 義務教育学校 (2校)

2022年(令和4年)5月1日現在

校番	校名	児童数(人)														学級数											
		通常学級							特別支援学級							合計	総計	通常学級						特別支援学級	合計	総計	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計			1年	2年	3年	4年	5年	6年				計
		7年	8年	9年					7年	8年	9年							7年	8年	9年							
1	輛の浦学園	17	21	24	15	23	19	119	4	3	3	1	4	3	18	137	214	1	1	1	1	1	1	6	3	9	16
		23	23	24				70	1	3	3				7	77		1	1	1				3	4	7	
2	想青学園	62	51	49	65	53	45	325	5	5	2	3	5	4	24	349	589	2	2	2	2	2	2	12	5	17	27
		86	60	80				226	6	7	1				14	240		3	2	2				7	3	10	

(4) 高等学校 (1校)

2022年(令和4年)5月1日現在

校名	生徒数(人)				学級数			
	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計
福山	200	197	192	589	6	6	6	18

昨年度からの増減	0	2	5	7	0	0	0	0
----------	---	---	---	---	---	---	---	---

【参考】

○総数及び昨年度からの増減(小学校・義務前期 72校, 中学校・義務後期 33校)

校名	児童数(人)														学級数									
	通常学級							特別支援学級							合計	通常学級						特別支援学級	合計	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計		1年	2年	3年	4年	5年	6年			計
小・義務(前期)	3,598	3,616	3,702	3,673	3,952	4,004	22,545	351	347	373	324	297	245	1,937	24,482	140	141	141	130	135	138	825	320	1,145
昨年度からの増減	△60	△126	27	△280	△38	33	△444	49	8	45	10	25	△7	130	△314	△4	△3	9	△7	△3	△4	△11	14	3
中・義務(後期)	3,550	3,599	3,608				10,757	195	178	153				526	11,283	104	107	105				316	102	418
昨年度からの増減	△40	2	△157				△195	11	14	15				40	△155	△5	0	△6				△11	0	△11

3 福山100NEN教育7th year の取組について

(1) テーマ 「リアル&デジタル『学びが面白い!』の深化」

デジタル・シティズンシップ^(※1)に基づき1人1台端末を最大限活用しながら、「福山100NEN教育」の4本の柱^(※2)に基づく取組を推進し、「学びが面白い!」という内発的動機付けに基づく「子ども主体の学び」全教室展開を実現する。

(※1) インターネットが身近にある子どもたちが、ICTの良き使い手となることを目指す。ポジティブに学習端末を活用し、ICTスキルのみならず、学習の自己調整能力や自律心を育む。

(※2) 「主体的・対話的で深い学びの推進」「多様な学びの場の充実」「学びをつくる教職員研修の充実」「教職員が元気・笑顔で勤務できる環境の充実」

(2) 現状

子ども一人一人の能力や学ぶ過程が異なることを前提に、一斉・画一を求めてきた従来の学校の価値観・体制を問い直しながら、「子ども主体の学び」づくりに取り組んできた。併せて、校内外フリースクールの設置や学校図書館の改装等、多様な学びの場の整備を進めている。各学校では、子どもは「どう学ぶか」という視点を持ち、教職員は「何をどう教えるか」を考えながら授業を中心とした教育活動を進めている。

一方で、自己肯定感や学習意欲などの非認知能力が、数値に現れる教科学力等につながっていない状況がある。

(3) 今年度の取組

ア 取組方針 「『質』を求め『実』を追求する」

「学ぶことが面白い」という内発的動機に基づいた学びは、非認知能力を高め、教科学力につながることは明らかになっている。改めて、この間の取組の中で、子どもたちが学習意欲や知的好奇心を発揮できているか『質』を問い直し、子ども一人一人の非認知能力や学力の向上『実』を追求する。

そのために、重点的な取組を起点に「学び」を探究するパイロット校^(※3)を募集・指定し、その研究・実践の過程を全市立学校に発信することで、4本の柱に基づいた取組を深化させる。

イ 主な取組

(ア) 主体的・対話的で深い学びの推進

- ・ 探究的な学習カリキュラムの編成・実施
- ・ 学習端末を活用した学びの深化
- ・ 就学前との学びをつなぐ小1カリキュラムの編成・実施
- ・ 障がいの特性に応じた授業改善
- ・ 学力調査等の分析に基づく授業実践及び学校経営

(イ) 多様な学びの場の充実

- ・学校，教室以外の学びの場の充実《アセスメントに基づくサポート計画》
- ・学校図書館利活用の促進《カリキュラムに位置付けた計画的な利活用》
- ・オンライン，オンデマンド授業の充実《授業目的公衆送信補償の活用》

(ウ) 学びをつくる教職員研修の充実

- ・遊びや体験を通した学びをつなぐ研修《幼保小連携教育合同研修等》
- ・アセスメントや支援の在り方の理解と実践《個に応じた学びづくり研修》
- ・教職員のICTスキル向上《アプリケーション研修，サブジェクト研修等》

(エ) 教職員が元気・笑顔で勤務できる環境の充実

- ・教職員が本来担うべき業務に専念できる環境整備《人材確保・デジタル化》
- ・部活動指導に係る教員の負担軽減《部活動体制の見直し》
- ・学校における組織マネジメントの確立《勤務時間の適正管理》

(※3) パイロット校一覧

名称	目的
学びを深めるファシリテーション実践研究校	ファシリテーションスキルや世界的ネットワークを持つ専門家を講師に，探究的な学習を実践研究する。
効果的なICT活用実践研究校	教科等の特質に応じた，学習端末等の活用の実践的研究を行う。
幼保小学びの接続カリキュラム開発校	就学前と学校の連携・接続を発展させ，学びの連続性を確保するカリキュラムを開発・実践する。
アセスメントに基づく指導支援実践研究校	特別支援学級への具体的な指導・助言を通して，自閉症・情緒障がい特別支援学級の授業改善を推進する。
分析データを活用した授業改善実践校	学力調査等の分析データを基に，授業実践や学校経営を多面的に検証・改善する。
学習センター機能を発揮する学校図書館モデル校	読書・学習・情報センター機能を発揮する学校図書館運営のモデルを研究・構築し実践する。
地域とともにある学校づくり推進校（コミュニティスクール）	学校・家庭・地域が連携・協働して教育活動を推進し，児童生徒の成長を支援する体制を構築する。

4 通学路の安全対策について

(1) 要旨

2014年（平成26年）7月に策定した「福山市通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路の交通安全の確保に向けた取組を行っている。

今年度は、5回目となる合同点検を行うとともに、一昨年度の合同点検と昨年度の緊急合同点検に基づく対策を実施する。

引き続き、関係機関・団体及び地域関係者と緊密な連携をとり、組織的・継続的に通学路の安全確保に努める。

(2) これまでの経過

時 期		取 組 内 容
2020年度 (令和2年度)	6月	第1回福山市通学路安全推進会議の開催
	7月～10月	合同点検の実施・点検内容の集約
	11月～12月	道路管理者・警察による対策案の検討
	1月	対策案を学校・地域へ提示、対策案の決定 第2回福山市通学路安全推進会議の開催
	1月～3月	対策案に基づく対策の実施
2021年度 (令和3年度)	4月～3月	
2022年度 (令和4年度)	4月～	
	4月	各小学校に対するアンケート調査の実施

(3) 対策の実施状況 [2022年（令和4年）3月末現在]

ア 危険箇所抽出学校数	71小学校
イ 点検箇所数	494箇所（うち対策不要46箇所） （うち対策困難4箇所） [内訳：合同点検484箇所，随時点検10箇所]
ウ 前回合同点検からの繰越分	132箇所
エ 対策必要箇所数	576箇所 [内訳：対策案策定済539箇所，対策案調整中37箇所]
オ 対策着手済の箇所数	483箇所（着手率 83.9%）
カ 対策実施済の箇所数	358箇所（実施率 62.2%）
キ エに係る対策件数	延べ717件
ク キに係る対策実施済件数	462件（実施率 64.4%）

ケ 対策実施済件数の内訳

(ア) 道路管理者

対 策 内 容	対 策 件 数			
	国	県	市	合 計
歩道等の確保	0	2	18	20
歩車道境界の明示	0	6	20	26
車両の速度抑制	0	0	0	0
ドライバーへの注意喚起	0	12	68	80
維持管理	0	7	46	53
その他	1	0	68	69
合 計	1	27	220	248

(イ) 警察

対 策 内 容	対策件数
信号機の設置・改良・移設	3
横断歩道の新設	8
規制の新設	2
取締りの強化	9
横断歩道の修復	61
規制標示の修復	36
その他	16
合 計	135

(ウ) 学校、地域

対 策 内 容	対策件数
標示看板等の設置	3
ストップマークの設置	9
通学路の変更	7
ドライバー・自転車利用者への協力依頼	0
除草・草刈・剪定等	2
見守りボランティアの対応	34
横断旗の設置	0
その他	24
合 計	79

(4) 対策効果の把握

- ・対策実施済の箇所について、各学校にアンケート調査を実施
- ・学校は、自治会連合会、保護者、見守りボランティア及び交通指導員等と連携して回答

<調査結果>

効果の有無	箇所数
あり	264 (89.5%)
なし	31 (10.5%)
合計	295 (100.0%)

(5) 今年度の取組

ア スケジュール (予定)

時期	取組内容
5月	小・中学校の通学路における危険箇所の抽出 ※中学校は、登下校中に自転車による事故のあった交差点など、対策が必要な箇所等を抽出
6月	第1回福山市通学路安全推進会議の開催
8月～9月	合同点検の実施
8月～12月	対策案の検討及び調整・決定
2月	第2回福山市通学路安全推進会議の開催

イ 対策の実施方針 (緊急合同点検による対策を含む。)

- ・交通安全指導等のソフト対策は、危険箇所抽出の段階で速やかに実施する。
- ・ハード対策は、地域関係者と連携のもと、対策案に基づき道路管理者、警察等の機関ごとに計画的に実施する。

(参考) 2021年度 (令和3年度) 緊急合同点検の結果

[2022年 (令和4年) 3月末現在]

- 危険箇所抽出学校数 64小学校
- 緊急合同点検箇所数 318箇所
- 対策必要箇所数 318箇所
 - ・対策案策定済の箇所数 274箇所
 - ・対策案調整中の箇所数 44箇所

5 福山中・高等学校 教育方針について

(1) 趣旨

福山中・高等学校は、「共感・知性・意志」を校訓に、「i.dream 夢をみつけ はぐくみ かなえる」をキャッチフレーズとして、国際社会で活躍する人、地域社会をリードする人の育成に取り組んでいる。

本校の教育方針を示す「第Ⅴ期ビジョン」では、探究学習、グローバル教育、キャリア教育、部活動の4つの柱で「知・徳・体」を育み、教育環境の充実を図りながら、生徒一人一人の進路の実現をめざすこととする。

(2) 取組期間

2022年度（令和4年度）から2026年度（令和8年度）まで

(3) 福山中・高等学校 第Ⅴ期ビジョン（教育方針）

別紙のとおり

福山中・高等学校 第V期ビジョン（教育方針）

校訓

interaction 共感

intelligence 知性

intention 意志

キャッチフレーズ



1 教育理念

ESD（持続可能な開発のための教育）を通じて、生徒一人一人が持つ潜在的な独創性を引き出し、溢れる知性とチャレンジ精神をエネルギーに、持続可能な社会を創造するために、グローバル（※）に活躍する人間を育成する。

「知性」とは、明白な答えがない問いに対して、その答えを探究する能力。

- ・ 物事の意義・本質を探り見極めようとする「旺盛な探究心」
- ・ 既存の発想にとらわれず、課題に対して新しい解決方法を考える「豊かな創造力」
- ・ 広い視野、多面的な見方で物事を見て、考え、判断する「柔軟な思考力」

の3つの資質・能力の育成をめざす。

（※）グローバルとローカルを組み合わせた造語。地域性を考慮しながら、地球規模の視点で考え行動すること。

2 教育目標

旺盛な探究心、豊かな創造力、柔軟な思考力を育み、課題の解決に向け粘り強く挑戦する生徒を育成する。

3 育成する 21 世紀型“スキル&倫理観”

知識・技能 探究心・創造力・思考力 コミュニケーション力 協働 チャレンジ精神

4 めざす生徒像

- 積極的に地域や社会に働きかけ、課題を発見し、よりよい価値の創造に向け努力する生徒
- 多様性を認め合う寛容さを持ち、互いの思い・考えを大切にしながら協働する生徒
- 心身ともに健康で、困難に負けず粘り強く挑戦し続ける生徒

5 特色ある教育活動

子ども主体の学び「学びが面白い！」をベースに、「探究学習」「グローバル教育」「キャリア教育」「部活動」の4つの柱で、生徒一人一人の進路の実現をめざす。（別紙参照）

6 環境整備

生徒の夢の実現を支える教育環境を整える。

校舎改修、グラウンド拡張、屋内練習場新設、寄宿舎整備等

〔特色ある教育活動〕



中高一貫で育む「知（確かな学力）」「徳（豊かな心）」「体（健やかな体）」

探究学習	グローバル教育	キャリア教育	部活動
各教科・科目で身に付けた見方・考え方を活用し、自ら課題を発見・解決する学習を進めます	語学習得のみならず、アイデンティティを基に、地球的視野を持った主体的な行動力を育みます	社会的・職業的自立に向け、社会・職業との関連を重視し、実践的・体験的な活動を充実します	県・国での活躍を目指し、目標設定、練習計画作成など、生徒主体の部活動へと活性化します

*** 課題研究**

「総合的な探究」「理数探究」を中心に、自ら設定した課題を研究します

*** 企業探究**

地元企業からの課題を受け、探究し、解決策を企画・提案します

*** 教科学習** 中高6年間を通して教科の本質を追求します

*** 大学合格支援プログラム** 難関大学入試問題、国際学力調査問題等に粘り強く取り組むことで、夢の実現に向けたモチベーションを維持・向上させます

*** My 探究(百人百探)**

一人一人が興味・関心に応じて課題を発見し、解決に向けて企業とのコラボ、製作等を企画・実践します

*** 模擬国連への参加**

国連大使になり切り、地球規模の問題の議論・交渉を体験します

*** 海外修学旅行**

現地の大学・高校との交流、日系企業での研修等を行います

*** コミュニケーション科**

英語、国語の両面から表現・議論の仕方を学びます

*** 海外提携校との交流**

韓国浦項の中学校とホームステイによる交流を行います

*** 夢プロ**

進路実現に向けた職業、大学、学部学科研究に取り組みます

*** 学問探究講座**

同窓生、大学教員を招聘した自己実現に向けた講座、講演を開催します

*** 職業体験学習**

「My 探究」と関連付け、自分のプロジェクトに関係する人・企業等の訪問・体験学習に取り組みます

*** 運動部**

〈高校のみ〉

- ・ソフトボール
- ・卓球
- ・ラグビー
- ・水泳

〈中・高〉

- ・野球
- ・陸上競技
- ・バレーボール
- ・バスケットボール
- ・バドミントン
- ・ソフトテニス
- ・サッカー
- ・剣道
- ・少林寺拳法

*** 文化部**

〈高校のみ〉

- ・将棋
- ・新聞
- ・書道
- ・ダンス
- ・FWC (ボランティア)

〈中・高〉

- ・吹奏楽
- ・自然科学
- ・演劇
- ・ICC (英語部)
- ・美術
- ・放送
- ・家庭研究

高等学校

中学校



ESDを通じたSDGs（持続可能な開発目標）の達成

☆2018年（H30年）ユネスコスクール加盟 ☆2019年（R元年）ESD大賞（文部科学大臣賞）受賞

議第7号

2023年度（令和5年度）に使用する福山市立小学校，中学校及び義務教育
学校用教科用図書の採択方針について

2023年度（令和5年度）に使用する福山市立小学校，中学校及び義務教育学校用教
科用図書の採択方針については，別紙のとおりとする。

(別紙)

2023年度（令和5年度）に使用する福山市立小学校、中学校及び義務教育学校用教科用図書の採択方針

1 採択方針

福山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教科用図書は学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法、学校教育法、学習指導要領及び広島県教育委員会の採択基本方針に則り、本市の小学校、中学校及び義務教育学校（以下「小中学校等」という。）の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

また、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合したものを採択する。

2 採択する教科用図書

(1) 小学校用教科用図書（義務教育学校の前期課程用を含む。以下同じ。）

全ての教科用図書について、2022年度（令和4年度）と同一の教科用図書を使用する。

(2) 中学校用教科用図書（義務教育学校の後期課程用を含む。以下同じ。）

全ての教科用図書について、2022年度（令和4年度）と同一の教科用図書を使用する。

(3) 小中学校等の特別支援学級において使用する学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書

小中学校等の特別支援学級で特別な教育課程を編成する場合において、当該学年用の検定済教科用図書を使用することが適当でない場合は、下学年用の検定済教科用図書や文部科学省著作教科用図書の使用について十分に考慮し、それらの使用が適当でない場合に限り、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書を毎年度、採択する。

3 適正かつ公正な採択の確保

(1) 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、教育委員会の責任において、採択における適正、公正を期す。

(2) 特定の教科書発行者と関係を有する者が、教科書採択に関与することがないようにする。

4 採択の観点

採択に当たっては、次の観点に基づいて、広島県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査研究を行い、最も適切なものを採択する。

○学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書

ア 内容の特徴・程度

イ 内容の構成・配列・分量

ウ 内容の表現・表記

エ 印刷・製本の状態

5 採択手順

○小中学校等の特別支援学級において使用する学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書

ア 特別支援学級を設置する各学校は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、特別支援学級担任等で構成する教科書選定会議（以下「選定会議」という。）を設置する。

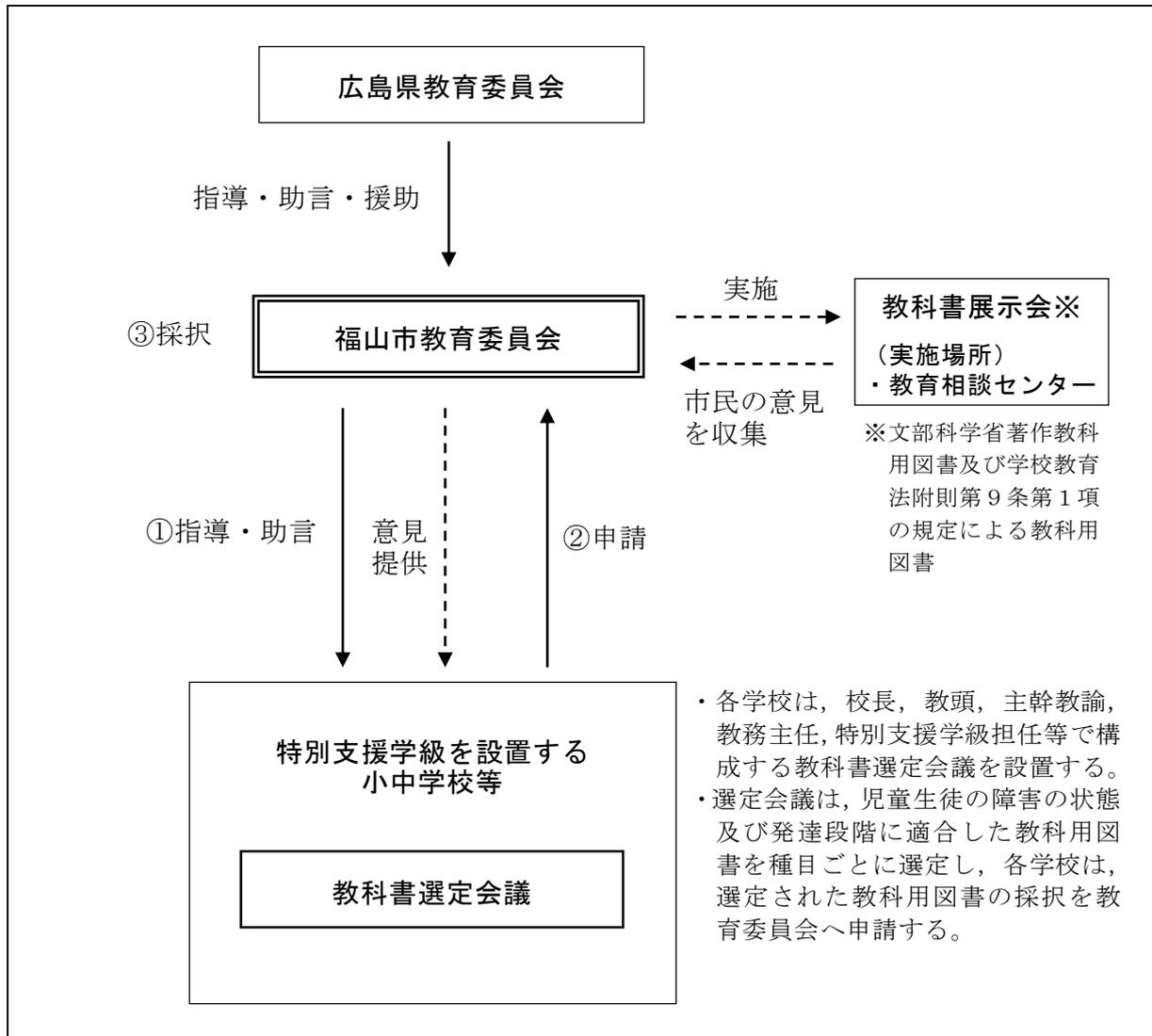
イ 選定会議は、教育委員会の指導、助言を受け、広島県教育委員会が作成する選定資料を参考にするなど調査研究を十分に行い、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した教科用図書を種目ごとに選定し、各学校は、選定された教科用図書の採択を教育委員会へ申請する。

ウ 教育委員会は、各学校からの申請に基づき採択する。

6 開かれた採択の推進

採択結果、採択理由及び採択に係る情報等について、採択後、遅滞なく公表するなど開かれた採択を推進する。

福山市立小学校，中学校及び義務教育学校の特別支援学級で使用する
学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書の採択手順



【参考】特別支援学級で使用する教科用図書について

基本的に当該学年の他の児童生徒が使用する検定済教科用図書と同じものを使用するが，特別な教育課程の編成により検定済教科用図書を使用することが適当でない場合は，他の適切な教科用図書を使用することができる。

○選定の順番

- (1) 当該学年用検定済教科用図書
- (2) 検定済教科用図書の下学年用のもの
知的障害のある児童生徒で当該学年用検定済教科用図書の使用が適さない場合は，下学年の教科用図書を使用する。
- (3) 文部科学省著作教科用図書
文部科学省が著作の名義を有する特別支援学校用（知的障害）に作成された教科用図書で検定済教科用図書の使用が難しい場合に使用する。
- (4) 学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書
検定済教科用図書や著作教科用図書を使用することが適当でない場合に使用する。

○学校教育法（抄）

第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

附 則

第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項(第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（抄）

(教科用図書の採択)

(同一教科用図書を採択する期間)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

(採択した教科用図書の種類等の公表)

第十五条 市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（抄）

(採択の時期)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の八月三十一日までに行わなければならない。

2 九月一日以後において新たに教科用図書を採択する必要があるときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第十五条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。

議第 8 号

2023年度（令和5年度）に使用する福山市立福山中学校及び福山市立福山高等学校用教科用図書の採択方針について

2023年度（令和5年度）に使用する福山市立福山中学校及び福山市立福山高等学校用教科用図書の採択方針については、別紙のとおりとする。

(別紙)

2023年度（令和5年度）に使用する福山市立福山中学校及び福山市立福山高等学校用教科用図書採択方針

1 採択方針

福山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教科用図書は学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法、学校教育法、学習指導要領及び広島県教育委員会の採択基本方針に則り、福山中学校及び福山高等学校（以下「福山中高等学校」と総称する。）の生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

2 採択する教科用図書

(1) 福山中学校用教科用図書

原則、2022年度（令和4年度）と同一の教科用図書を使用する。

(2) 福山高等学校用教科用図書

全ての教科用図書について、毎年度、採択する。

3 適正かつ公正な採択の確保

(1) 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、教育委員会の責任において、採択における適正、公正を期す。

(2) 特定の教科書発行者と関係を有する者が、教科書採択に関与することがないようにする。

4 採択の観点

採択に当たっては、文部科学省の示す一般的指導事項及び福山中高等学校の教育課程に照らして検討し、最も適切なものを採択する。

なお、福山中学校用教科用図書の採択に当たっては、次の観点に基づいて、広島県教育委員会が作成する選定資料を活用して十分な調査研究を行うものとする。

(1) 基礎・基本の定着

(2) 主体的に学習に取り組む工夫

(3) 内容の構成・配列・分量

(4) 内容の表現・表記

(5) 言語活動の充実

5 採択手順

(1) 福山中高等学校は、校長、教頭及び校長が選任する教諭で構成する教科書選定会議（以下「選定会議」という。）を設置する。

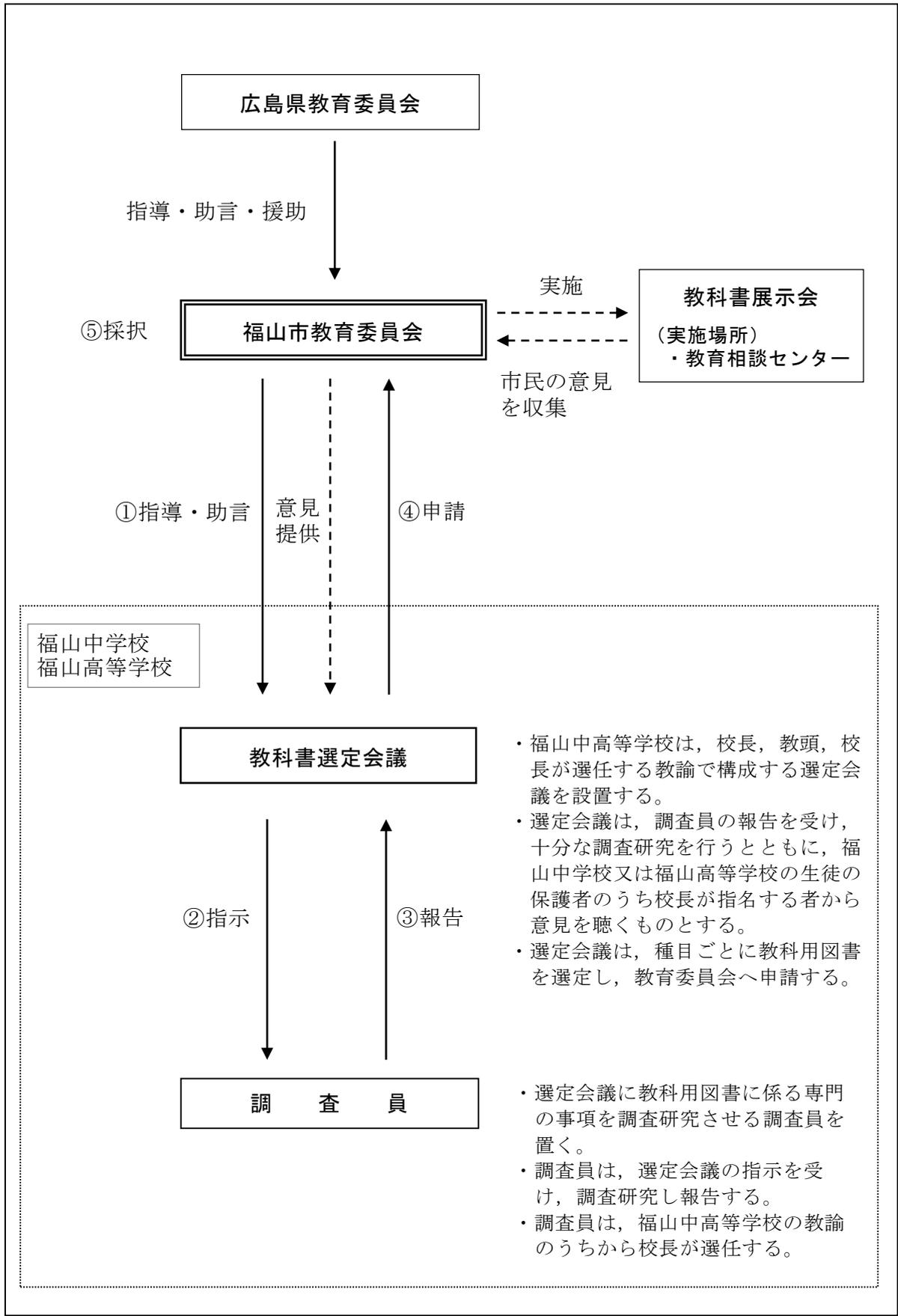
(2) 選定会議に、福山中高等学校の教諭のうちから校長が選任し、教科用図書に係る専門の事項を調査研究させる調査員を置き、調査員は、選定会議の指示を受け、調査研究し報告する。

- (3) 選定会議は、調査員の報告を受け、十分な調査研究を行うとともに、福山中学校又は福山高等学校の生徒の保護者のうちから校長が指名する者から意見を聴くものとする。
- (4) 選定会議は、教育課程及び生徒の学習実態に適した教科用図書を種目ごとに選定し、教育委員会へ採択を申請する。
- (5) 教育委員会は、福山中高等学校からの申請に基づき採択する。

6 情報公開

採択結果、採択理由及び採択に係る情報等について、採択後、遅滞なく公表するなど開かれた採択を推進する。

福山市立福山中学校及び福山市立福山高等学校で
使用する教科用図書の採択手順



福山市立福山中学校及び福山市立福山高等学校用教科用図書
の採択事務に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福山市立福山中学校（以下「福山中学校」という。）及び福山市立福山高等学校（以下「福山高等学校」という。）（以下「福山中高等学校」と総称する。）で使用する教科用図書（以下「教科用図書」という。）について、「福山市立福山中学校及び福山高等学校用教科用図書の採択方針」に基づき、適正かつ公正な採択事務を円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(教科書選定会議の設置)

第2条 福山中高等学校の校長（以下「校長」という。）は、前条の目的を達成するため、教科書選定会議（以下「選定会議」という。）を設置する。

(選定会議の所掌事務)

第3条 選定会議は、教育委員会の指導及び助言の下で、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに教科用図書を選定し、その結果について資料を作成の上、教育委員会へ採択を申請する。

2 選定会議は、前項の資料を作成するため、第7条第1項の調査員に調査研究を行わせるものとする。

(選定会議の委員)

第4条 選定会議は、委員7人以内で組織し、次の各号に掲げる者で構成する。

(1) 校長並びに福山中高等学校の教頭

(2) 福山中高等学校の教諭のうちから校長が選任する者

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者又はこれに準ずる者として校長が認める者は、委員となることができない。

3 委員の任期は、教育委員会が教科用図書の採択を行う日までとする。

(選定会議の会長及び副会長)

第5条 選定会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、選定会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(選定会議の会議)

第6条 選定会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、校長が招集する。

2 選定会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 選定会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(調査員)

第7条 選定会議に、教科用図書に係る専門の事項を調査研究させるため、調査員を置く。

2 調査員は、福山中高等学校の教諭のうちから、校長が選任する。

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者若しくはこれに準ずる者として校長が認める者又は委員は、調査員となることができない。

4 調査員の任期は、教育委員会が教科用図書の採択を行う日までとする。

(調査員の所掌事務)

第8条 調査員は、第3条第2項の規定に基づき、教科用図書について種目ごとに専門的な調査研究

を行い、その結果を選定会議に報告する。

- 2 前項に規定する調査研究のうち、福山中学校で使用する教科用図書に係るものにあつては、種目ごとに全ての教科用図書について行うものとする。

(調査員の会議)

第9条 調査員の会議は、校長が招集し、教科ごとに代表者を定め、調査研究をする。

(意見の聴取)

第10条 選定会議は、教科用図書の選定に関し、福山中学校又は福山高等学校の生徒の保護者のうちから校長が指名する者の会議への出席を求め、その意見を聴くものとする。

(教科書展示会)

第11条 教育委員会は、教科用図書見本を市民の閲覧に供し、教科用図書の研究に資するため、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）の規定により広島県教育委員会が教科書展示会を開催するに当たって、必要な連携を行うものとする。

- 2 選定会議は、前項の教科書展示会において収集された市民の意見を、教科用図書の選定に関する調査研究の参考とする。

(情報公開)

第12条 教育委員会は、教科用図書に係る採択結果、採択理由及び採択に係る関係者等について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第14条第1項に規定する時期の後、公開するものとする。

(雑則)

第13条 選定会議は、第3条に規定する所掌事務を行うために、教育委員会事務局学校教育部学びづくり課と必要な連携を行うものとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、教科用図書の採択事務に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年（平成29年）4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、2018年（平成30年）4月2日から施行する。

議第9号

2023年度（令和5年度）福山市立福山中学校及び福山市立福山高等学校の入学
者選抜の基本方針及び選抜日程について

2023年度（令和5年度）福山市立福山中学校及び福山市立福山高等学校の入学
者選抜の基本方針及び選抜日程については、別紙のとおりとする。

(別紙)

福山市立福山中学校

福山市立福山中学校の入学者の選抜は、併設型中高一貫教育の特色に配慮して、次によりその教育を受けるに足る意欲・適性等を判断して行うものとする。

1 選抜

(1) 選抜の方法

ア 適性検査

(ア) 思考力や思考過程、判断力、表現力等、小学校等教育において身に付けた総合的な力を見るため、次の検査を行う。

検査1	資料等をもとに、課題を発見し解決する過程を多様な方法で表現する。
検査2	与えられたテーマや文章に基づき、自分の思いや考え等を文章で表現する。

(イ) 実施時間は、各45分とする。

イ 志望理由書

ウ 調査書

(ア) 調査書は、指導要録に基づき、作成されたものとする。

(イ) 調査書中の各事項(学習の記録の評定、学習の記録の観点別学習状況、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録及びその他の事項)については、5、6年生時(6年生時については、2学期末現在)のものとする。

(2) 合格者の決定

上記(1)の結果を総合的に判断して決定する。

2 その他

入学者選抜に係る簡易開示については、別に定めるところによる。

3 日程

内容	実施日・期間	【参考】 2022年度(令和4年度)選抜
入学願書等受付	1月5日(木)～ 1月13日(金)正午	1月6日(木)～ 1月14日(金)正午
適性検査	1月21日(土)	1月22日(土)
合格者発表	2月1日(水)までに 郵送により通知	2月2日(水)までに 郵送により通知

福山市立福山高等学校

福山市立福山高等学校の入学者選抜は、併設型中高一貫教育の特色に配慮して、次によりその教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

1 一次選抜

(1) 選抜の方法

ア 学力検査

(ア) 原則として、自校が作成した検査問題により学力検査を実施する。

- a 実施教科は、国語、数学及び外国語（英語）の3教科とする。
- b 実施時間は、福山高等学校長が決定する。
- c 配点は、福山高等学校長が決定する。
- d 検査問題は、福山市教育委員会と協議の上、福山高等学校長が作成する。
- e 検査問題は、平成29年文部科学省告示の中学校学習指導要領に準拠した内容とする。

(イ) 福山高等学校長は、社会及び理科の一般学力検査を加えて実施することができる。

イ 調査書

(ア) 学習の記録の評定及び合計評点

- a 第1学年及び第2学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。
- b 第3学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を3倍する。
- c 調査書の合計評点は、上記a及びbを合計した225点満点とする。

(イ) 特記事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 自己表現

(ア) 自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、自己表現カードを活用し、個人ごとの面談形式で実施する。

(イ) 自己表現カードの様式は、広島県教育委員会が作成する様式とする。

(ウ) 実施時間は、1人当たり10分以内とする。

(エ) 配点は、検査官1人当たり15点満点とする。

なお、福山高等学校長は、2～3人の範囲内で検査官の人数を定める。

エ 学校独自検査

福山高等学校長は、面接、作文、小論文、実技検査等を実施することができる。

(2) 合格者の決定

ア 特色枠による選抜

福山高等学校長は、入学定員の50%以内において、次のとおり、合格者を決定することができる。

(ア) 福山高等学校長は、学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重を定め、学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

(イ) 学力検査及び調査書について、福山高等学校長は、特定の教科のみを活用することができる。また、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

イ 一般枠による選抜

学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重は6：2：2とし、学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

なお、学力検査について、福山高等学校長は、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

ウ 特色枠による選抜を実施した場合は、特色枠による選抜により合格者を決定した後、一般枠による選抜により合格者を決定する。

エ 学校独自検査を実施した場合は、その結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断して決定する。

2 二次選抜

一次選抜の結果、合格者(入学を辞退した者を除く。)の数が入学定員に満たない場合、次により実施する。

(1) 選抜の方法

ア 調査書

(ア) 学習の記録の評定及び合計評点

a 第1学年及び第2学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。

b 第3学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を3倍する。

c 調査書の合計評点は、上記a及びbを合計した225点満点とする。

(イ) 特記事項については、選抜の資料として活用する。

イ 自己表現

(ア) 自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、自己表現カードを活用し、個人ごとの面談形式で実施する。

(イ) 自己表現カードの様式は、広島県教育委員会が作成する様式とする。

(ウ) 実施時間は、1人当たり10分以内とする。

(エ) 配点は、検査官1人当たり15点満点とする。

なお、福山高等学校長は、2～3人の範囲内で検査官の人数を定める。

ウ 学校独自検査

福山高等学校長は、学力検査以外の面接、作文、小論文、実技検査等を実施することができる。

(2) 合格者の決定

ア 福山高等学校長は、調査書及び自己表現の配点の比重を定め、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

イ 学校独自検査を実施した場合は、その結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断して決定する。

3 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

国語、数学及び外国語（英語）の学力検査、自己表現及び面接の結果（学校独自検査を実施した場合は、その結果を加える。）並びに出願書類を総合的に判断して決定する。

4 日程

一次選抜

学力検査・自己表現等	2月27日（月）～3月1日（水）
追 査	3月 6日（月）
合 格 者 発 表	3月 9日（木）

※帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜も同一日程とする。

二次選抜

自 己 表 現 等	3月17日（金）
合 格 者 発 表	3月20日（月）

5 その他

入学者選抜の結果に係る簡易開示については、別に定めるところによる。